



破棄

凍結物破棄申請書

嶋田 秀仁 院長 殿

同意年月日：西暦20 年 月 日

西暦20 年 月 日 期限の凍結物について、破棄を希望致します。

該当する凍結物に ✓ をお願い致します。

- 凍結胚
 凍結精子

フリガナ
患者番号： (妻) 氏名： 印

フリガナ
患者番号： (夫) 氏名： 印

※お手続きにはお二人のご署名が必要となります。必ず御本人が直筆で署名し、捺印をお願い致します。

破棄を希望する理由をご記入お願い致します。

住所：〒

電話番号(妻)： 電話番号(夫)：

同意書に署名・捺印をされる際は、胚・精子の凍結保存延長 及び 廃棄について、以下当院の規定を十分に理解し、又、本治療経過中もしくは治療後のいかなる事態についても事前に説明を受けた事柄については一切の異議を申し立てないことに同意して頂きます。

【注意点】

- ・延長保存を希望、もしくは希望されない場合でも、必ず期日までにお手続きが必要です。
- ・保存期限は、凍結開始の際にお渡しする胚（受精卵）凍結保存の書類に明記しております。
- ・一部破棄をご希望の方は、必ず一度 受診していただきお手続きをお願いしております。
- ・万が一、期日までに延長希望の御連絡、意思表示がない場合には、延長希望のないものとして保存を中止し廃棄とさせていただきますので、ご注意ください。
- ・保存期間の更新は1年ごとです。
- ・更新は保存期限満了日の1ヶ月前から可能となっております。
- ・申請書は必ず御本人が直筆でご署名・ご捺印をお願い致します。
- ・胚と精子の凍結保存をされている場合、それぞれの申請書が必要となります。
- ・保存期限が異なる凍結胚・凍結精子は、保存期限ごとの手続きとお支払いが必要となります。
- ・更新料に日割り、月割りはございません。
- ・原則として期日を過ぎてからのお手続きはお受け致しかねます。

【凍結保存終了について】

以下のいずれかに該当する場合、凍結胚・凍結精子は廃棄となり以後に融解胚移植は実施できません。

1. 離婚された場合やご夫婦、パートナーのどちらかが死亡された場合、または行方不明となった場合
※ 上記の場合には、速やかに当院まで申し出てください。
 2. 患者様が生殖年齢を超えた場合
 3. 妊娠により患者様の生命に危険が及ぶと予想されるような場合
 4. 患者様の希望により凍結胚・凍結精子を廃棄する場合
 5. 凍結延長の手続きがされていない場合
- ※ 上記5項目以外にも融解胚移植が出来ない場合があります。

【更新 破棄 及び 一部破棄の手順について】

1. 当院HPより該当する申請書をダウンロードして下さい。
 2. 凍結胚 / 凍結精子のいずれかに✓を入れてください。その他必要事項のご記入をお願い致します。
※ 記載内容に不備がある場合はお手続き出来ません。ご提出前に内容のご確認をお願い致します。
 3. ご記入済の申請書を下記の送付先までご郵送下さい。更新を希望される場合は更新料を同封の上、現金書留にてご郵送ください。一部破棄をご希望の場合は、ご来院での手続きが必要となります。ご郵送によるお手続きは承っておりませんのでご注意ください。
- ※ 申請書のコピーが必要な場合は、ご郵送前にご自身でコピーをお取りいただきますようお願い致します。

【更新料・税込み】 ※凍結胚・凍結精子の保存期限ごとに更新が必要です。

受精卵凍結更新料（1年毎）¥55,000（個数に限らず）

精子凍結更新料（1年毎）¥11,000/本 1本追加にて ¥5,500 加算

【送付先】

〒104-0061 東京都中央区銀座1-3-9 マルイト銀座ビル7F

銀座こうのとりレディースクリニック 凍結物申請 宛

※申請書のみご送付頂いてもお手続きは出来ません。必ず更新料と一緒にご郵送ください。